別紙 1

奈良県総合医療センター院内保育所管理運営業務委託　見積条件

1　基本事項

本業務に係る見積金額は、以下の条件に基づき算定すること。

なお、以下の内容は見積金額算定のための条件であり、実際の委託内容、利用児童数及び職員配置等については、運営状況等により変更する場合がある。

また、見積書には積算根拠が確認できる明細を添付すること。

2　契約期間

契約期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで （3 年間）

なお、契約締結日から運営開始日までを準備期間とし、この期間に必要となる費用は受託者の負担とする。

3　対象児童

対象児童は、以下の者を保護者とする、生後 3 か月から小学校就学の始期に達するまでの健康な乳幼児とする。

(1)奈良県総合医療センター職員等

・奈良県立病院機構正規職員

・当センター勤務有期雇用職員

・当センター勤務委託職員等

(2)企業主導型保育事業における共同利用契約を締結した医療機関等の職員

(3)その他院長が認めた者

4　保育形態

(1)保育日

月曜日から土曜日まで

ただし、以下の日を除く。

・日曜日

・国民の祝日に関する法律に規定する休日

・12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(2)保育時間

ア　通常保育

午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

イ　延長保育

午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分まで

（月曜日から金曜日を基本とする）

ウ　夜間保育

午後 4 時 00 分から翌午前 10 時 00 分まで　週 1 回程度

エ　一時保育

午前 8 時 00 分から午後 6 時 30 分まで

5　給食

(1)受託者は、以下の給食を提供すること。

・朝食　・昼食　・夕食　・おやつ

(2)調理は、本保育所内厨房において行い、既存設備及び備品を使用するものとする。

(3)調理業務については、栄養士又は調理師資格を有する者を 1 名以上配置すること。

(4)調理及び盛付等に従事する職員については、月 1 回以上の検便を実施すること。

6　保育従事者

(1)保育従事者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準並びに企業主導型保育事業費補助金実施要綱等に基づき、児童数に応じた必要人数を配置すること。

(2)保育従事者は、全員保育士資格を有する者とする。

(3)夜間保育、延長保育を含め、安全な保育提供が可能な勤務体制を確保すること。

(4)連携推進職員については、常勤換算 1 名分を計上すること。

7　見積額算定用入所児童想定数

見積金額算定にあたっては、以下の児童数を想定すること。

区分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
通常保育	7名	7名	6名	7名	5名	5名	37名
夜間保育	1名	1名	1名	1名	1名	0名	5名
一時保育	1名	0名	1名	0名	1名	0名	3名

※上記人数は見積算定用の想定人数であり、実際の入所児童数を保証するものではない。

8　参考資料

令和 7 年度の保育実績については、別紙 2「令和 7 年度保育実績（参考）」として添付する。

なお、当該資料は応募者が本保育所の利用状況を把握するための参考資料であり、契約後の利用人数を保証するものではない。

9 見積書記載要領

(1)年間委託費総額を記載するとともに、以下の項目ごとの積算根拠を明示すること。
・通常保育費 ・延長保育費 ・夜間保育費 ・給食費 ・調理員等人件費 ・食材費
・連携推進職員費・その他経費

(2)通常保育に係る変動運営費については、見積額算定用入所児童想定数を基準として算定すること。
対象項目例:・食材費 ・健康管理費 ・保育行事費 ・教材費 ・その他児童関連経費

(3)食材費については、年齢区分ごとの 1 日 1 人あたり食事材料費単価を記載すること。

(4)健康診断及び歯科検診に係る費用を含むものとする。
なお、嘱託医については当センターが対応する。

(5)企業主導型保育事業に係る連携推進職員費を常勤換算 1 名分計上すること。

10 留意事項

(1)毎月の委託料については、利用児童数、保育従事者数、保育実施状況等により変動する場合がある。
(2)延長保育及び夜間保育については、実施状況に応じて契約変更の対象となる場合がある。
(3)見積金額は、応募者選定における価格評価の基礎資料となるため、積算根拠を明確にすること。
(4)当センターが実施する業務確認において、本仕様書又は契約内容を満たしていないと判断した場合は、受託者に改善を求めることがある。
改善が不十分である場合の委託料の減額その他必要な措置については、契約書の定めるところによる。

以上